

大阪市告示第936号

大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号。以下「条例」という。）第16条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

令和7年6月30日

大阪市長 横山英幸

1 担当

〒551-8501大阪市大正区千島2丁目7番95号 大正区役所4階

大正区役所地域協働課（地域協働） 電話 06-4394-9743

2 業務の概要

(1) 施設の名称及び所在地

名称 大阪市立大正会館（以下「代行会館」という。）

所在地 大阪市大正区千島2丁目6番15号

(2) 募集施設

上記(1)について指定管理者を募集する。

(3) 業務の範囲

ア 条例第3条各号に掲げる事業の実施に関すること。

イ 建物及び附属設備の維持保全に関すること。

ウ その他代行会館の管理に関すること。

(4) 管理の基準

ア 休館日

12月29日から翌年1月3日まで

イ 供用時間 午前9時30分から午後9時30分まで

ウ 休館日及び供用時間の変更

設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむをえない事由があるとき又は区役所附設会館の効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時の休館日を定め、若しくは供用時間を変更することができる。

エ 個人情報の保護

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）に定めるところにより、適正に取扱うこと。

なお、当該業務において特定個人情報を取り扱う場合、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）を遵守すること。

業務の履行に際して必要となる情報資産に関する情報セキュリティについては、大阪市情報セキュリティ管理規程第11条の規定に基づき、適切な管理を行うこと。

(5) 指定を行おうとする期間

令和8年4月1日（水）から令和13年3月31日（月）まで

3 申請資格

指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。個人での申請はできません。

(1) 申請法人等に関する条件

ア 条例第18条の規定に該当していないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。

ウ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。

エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置等を受けていないこと。

オ 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと。

カ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けたものを除く。）。

キ 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における、法人税、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）、消費税及び地方消費税を完納し滞納していないこと。

(2) 連合体に関する要件

ア 連合体は2以上の法人等で自主結成すること。

イ 連合体の名称を設定し、必ず代表となる法人等（以下「代表法人等」という。）を選定し、代表法人等が諸手続きを行うこと。この場合において、他の法人等は、当該連合体の構成団体として扱うこと。

ウ 連合体の構成団体（代表法人等を含む。）間における役割分担及び責任の割合等を明らかにすること。また、代表法人等については、業務遂行にあたり、大阪市との調整窓口として責任を持つこと。

エ 連合体として上記(1)の要件を満たすこと。

オ 申請書類提出後、代表法人等及び構成団体の変更は原則として認めない。

(3) 連合体の構成団体（代表法人等を含む。）に関する要件

ア 上記(1)の要件を満たすこと。

イ 本件募集に関して各構成団体は2以上の連合体の構成団体となることのできない。また、連合体の構成団体になっている場合は、単独での申請はできない。

4 手続等

指定管理者指定申請書を提出したものの中から、条例第19条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定し、仮協定を締結し、市会の議決があった後、指定管理者として指定する。

(1) 募集要項の交付場所 上記 1 に同じ

※ 募集要項は大正区役所のホームページよりダウンロードできますので、配布場所までお越しになる必要はありません。

(2) 募集要項の交付期間及び方法

令和 7 年 7 月 1 日（火）から令和 7 年 8 月 12 日（火）までの土曜日、日曜日及び休日を除く午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（ただし午後 0 時 15 分から午後 1 時 00 分までを除く。）、上記 1 に掲げる担当において無償により交付する。

(3) 説明会及び現地見学会

日程 令和 7 年 7 月 11 日（金）

場所 大阪市立大正会館

住所 大阪市大正区千島 2 丁目 6 番 15 号

(4) 指定管理者指定申請書の提出方法及び受付期間

ア 提出方法

指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書を提出すること。

イ 指定管理者指定申請書の提出場所

上記 1 に同じ

ウ 添付書類

- ① 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- ② 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿及び履歴書
- ③ 指定申請の日の属する事業年度の前 3 事業年度における次に掲げる書類（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における I に掲げる書類又は財産目録（法人以外の団体にあつては、これらに相当

する書類)とする。

I. 貸借対照表

II. 損益計算書(これに相当する書類を含む。)

III. I 及び II に掲げる書類の監査に係る報告書

- ④ 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書(法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類)
- ⑤ 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- ⑥ 指定申請に関する意思の決定を証する書類
- ⑦ 条例第18条各号のいずれにも該当しないことを信じさせるに足る書類
- ⑧ 指定管理者の指定を行おうとする期間に属する各年度ごとの代行会館の管理に関する事業計画書及び収支予算書
- ⑨ 代行会館の管理の業務を安定的に行うことができることを示す書類

エ 受付期間

令和7年8月4日(月)から令和7年8月12日(火)までの土曜日、日曜日及び休日を除き午前9時から午後5時30分まで(ただし午後0時15分から午後1時00分までを除く。)

5 申請するものに要求される事項

- (1) 指定管理者指定申請に関し、当局より必要な資料の提出を求められた場合には、これに応じること。
- (2) 指定管理予定者は仮協定の締結に応じること。

6 その他

- (1) 指定手続きにおいて使用する言語 日本語
- (2) 詳細は募集要項による。

(大正区役所地域協働課)